

# 奈良県立医科大学の研究活動に関する行動規範

平成28年1月7日策定

奈良県立医科大学は、学術研究の信頼性と公平性を確保するとともに、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に学術研究を進め、科学の健全な発展を促すため、本学において研究活動に従事する教職員及び学生並びに本学の施設を利用して研究活動を行う者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

## 1. 研究活動における不正行為の防止

研究者等は、研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざん、盗用の特定不正行為のみならず、二重投稿や論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどの不正行為を行わず、また加担しない。さらに、研究データや資料等の適切な取り扱いと管理・保管を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう、研究環境の整備、及び不正行為防止の教育啓発の継続的な取り組みに努めなければならない。

## 2. 研究成果の公開、説明

研究者等は、研究活動の透明性を確保し、研究活動によって得られた成果を広く社会に還元するため、公開に制約がある場合を除いて、適切な方法により、積極的に公開し、学術的、社会的意義について説明するよう努めなければならない。

## 3. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者等は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、外来生物、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関係法令、本学の関係諸規程、及び学会等の指針等を遵守するとともに、研究活動における安全管理に留意しなければならない。また、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

## 4. 差別やハラスメントの排除

研究者等は、個人の人格と自由を尊重し、研究活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって差別してはならない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、研究上の指示や指導を受ける者に不利益を与えるような言動を行ってはならない。

## 5. 個人情報保護と守秘義務

研究者等は、研究活動の過程で知り得た他者の個人情報の保護に努め、適切な取り扱いをしなければならない。また、他者の知的財産権に関するものについては、守秘義務を遵守しなければならない。

## 6. 利益相反

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなくてはならない。